

地方交付税法等の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第3号)

I 地方交付税総額の確保

国税5税の減額補正に伴う令和2年度分の地方交付税総額の減額を国の一般会計加算により補填する。

(具体的な内容)

国税5税の減額補正に伴う減額
国の一般会計からの加算

▲ 2兆6,339億円
2兆6,339億円

※ 国の一般会計からの加算のうち、地方負担分(1兆7,688億円)については、将来の地方財政への影響をできる限り緩和する観点から、過去の補正等に伴う精算が一部終了する令和9年度から18年間で分割して地方交付税総額から減額する。

【地方交付税法、特別会計に関する法律】

II 交付税特別会計借入金の償還繰延べ

令和3年度分の地方交付税総額を確保するため、令和2年度における交付税特別会計借入金の償還予定額(5,000億円)について、国の加算により償還財源が確保されている額(2,500億円)を控除した額の償還を繰り延べるとともに、同額(2,500億円)を令和3年度分の地方交付税総額に加算する。

【地方交付税法、特別会計に関する法律】

III 地方税等の減収に対する措置

新型コロナウイルス感染症の影響により、景気変動による通常の増減収を超えた大幅な減収が生じる見込みの地方税等(※)について、令和2年度に限り、減収補填債の発行を可能とする。

※ 地方消費税(同交付金)、軽油引取税(同交付金)、不動産取得税、たばこ税(同交付金)、ゴルフ場利用税(同交付金)、地方揮発油譲与税、航空機燃料譲与税

【地方財政法】

施行期日 公布の日